

善通寺市自治集会場補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、善通寺市補助金等に関する基本指針に基づき、地域住民の自治活動の拠点としての自治集会場の建設並びに耐震診断及び耐震改修を促進するため、自治会が設置する集会場に対して補助金を交付し、自治会の健全な発展及び活動の促進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、自治会及び自治会の連合組織とする。

(対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、自治集会場建設事業並びに耐震診断事業及び耐震改修事業とする。(但し、耐震診断事業及び耐震改修事業については、昭和56年5月31日以前に建てられた自治集会場に限り。)

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、自治集会場の新築及び増築に要する工事費(土地取得費、土地造成費、整地費及び集会場に備える備品購入費等は、含まない。)並びに耐震診断及び耐震改修に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める新築及び増築に要する工事費の100分の25(1,000円未満の端数は切り捨てる。)の範囲内で最高限度額を300万円とし、耐震診断費用については、費用の100分の90の範囲内で最高限度額9万円、耐震改修工事については、工事費の90万円までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、善通寺市補助金等交付規則(平成5年善通寺市規則第28号。以下「規則」という。)第3条の補助金等交付申請書等を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第7条の補助事業等実績報告書等を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

善通寺市自治集会場建設補助金交付要綱は廃止する。